

財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果（令和2年10月28日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和2年12月16日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	渡	辺		元
同	中	野	信	吾

(様式)

観 第 279 号

令和2年11月30日

山形市監査委員 あて

山形市長 佐藤 孝弘 印

財政援助団体等監査結果についての措置状況（通知）

令和2年10月28日付けで通知のあった財政援助団体等監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

団体名及び 所管部課名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
蔵王温泉観 光協会	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。	
商工観光部 観光戦略課	1 蔵王通年観光推進事業費補助金の交付申請等の事務において、交付申請時の事業計画から中止・変更された事業があるにも関わらず、事前に市と協議し承認を得ないまま、計画と異なる事業を実施していた。 (蔵王温泉観光協会)	1 補助金の交付決定後に事業計画の変更が必要な場合には、事前に市と協議するよう指導しました。
	2 蔵王通年観光推進事業費補助金の交付事務において、交付申請時の事業計画から中止・変更された事業があるにも関わらず、事前に補助事業者と協議がないまま、計画と異なる事業内容の実績報告書を承認し、額を確定していた。(観光戦略課)	2 今後、実績報告書を承認し額を確定する際は、事業の履行確認を徹底し、適正な事務執行に努めます。

教(管)第276号

令和2年11月30日

山形市監査委員 様

山形市教育委員会

財政援助団体等監査結果についての措置状況(通知)

令和2年10月28日付けで通知のあった財政援助団体等監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

団体名及び 所管部課名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
蔵王温泉観光協会	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。	
教育委員会 スポーツ保健課	指摘事項1及び2については、商工観光部観光戦略課所管 3 蔵王体育館等の会計経理事務において、次のようなものがあった。(蔵王温泉観光協会) (1) 賃金支払い基準が明瞭となっていないもの (2) アルバイト出勤簿が作成されていないもの (3) 謝礼受取者の受領書が作成されていないもの (4) 個人名義のクレジットカードで支払いをしているもの (5) 小口現金の使用にあたり、帳簿上の管理がされていないもの (6) 団体の収支決算書と市に提出した事業報告書に添付の収支決算書において、支出合計額は一致しているが、支出科目	3 (1) 蔵王温泉観光協会の就業規則に基づき、賃金を支払うよう指導いたしました。 (2) 出勤簿を作成するよう指導いたしました。 (3) 受領書を作成するよう指導いたしました。 (4) 個人名義のクレジットカードを使用せずに支払いを行うよう指導いたしました。 (5) 小口現金を使用する際は、帳簿を作成し記入するよう指導いたしました。 (6) 決算書の作成にあたっては、金額の不一致が発生しないよう指導いたしました。

	<p>ごとの金額が一致していないもの</p>	
	<p>4 規程の整備において、基本協定書で定める規程等（利用料金の収受に関する規程、不測事態への対応等についてのマニュアル、管理業務に必要な諸規程）が整備されていなかった。（蔵王温泉観光協会）</p>	<p>4 指定管理業務に必要な規程等を整備のうえ提出するよう指導いたしました。</p>